

福知山觀光協會推奨土產品要綱

(目的)

第1条 この要項は、優良な土產品を推奨して、その向上をはかり、もって本市商工業の振興と觀光事業の發展に寄与することを目的とする。

(土產品の推奨)

第2条 福知山觀光協會（以下「協會」という。）は、土產品の審査を行い、優秀なものは協會推奨土產品（以下「推奨土產品」という。）として推奨する。

(推奨基準)

第3条 推奨土產品は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内業者が販売する加工食品、民芸品等で特に優れているもの。
- (2) 名称、意匠、及び材料が本市及び丹波地域の要素を有するもの。
- (3) 意匠が優れているもの。
- (4) 公正取引に基づく指導基準に適合しているもの。

(手続)

第4条 推奨土產品の審査を希望する者は、製品を添えて別紙申請書に基づき協會に申請しなければならない。

(推奨土產品の有効期間)

第5条 1. 推奨土產品としての有効期間は2ヵ年とする。
2. 有効期間満了後、引き続き推奨を希望する者は、期間満了前2ヵ月以内に更新の審査を受けなければならない。

(変更審査)

第6条 推奨土產品の意匠、容器、量目及び価格を変更しようとするときは、変更の2ヵ月以内に変更の審査を受けなければならない。

(審査合格通知書及び証票)

第7条 審査に合格したときは、合格通知書を交付し推奨証票（シール）を付して販売することができる。

(登録手数料)

第8条 1. 合格した土產品は、登録手数料を納めなければならない。
2. 登録手数料は、福知山觀光協會推奨土產品実施細則のとおりとする。

(苦情処理)

第9条 推奨土産品の買受人から苦情があった場合は、製造人及び販売人において誠意をもって、その処理にあたらなければならない。

(検査)

第10条 協会は、推奨土産品が審査時の条件を保持しているか否かを、隨時検査することができる。

(推奨の取消と公表)

第11条 1. 協会は推奨土産品が、次の各号に該当すると認めたときは、推奨を取り消すことができる。

- (1) 審査時の条件を保持していないとき。
- (2) 承認を受けないで意匠、容器、量目及び価格を変更したとき。
- (3) 苦情処理の責めを負わないとき。
- (4) その他協会が取り消しの必要を認めたとき。

2. 推奨の取り消しをした時は、その旨を公表することができる。

(審査会)

第12条 1. 協会に土産品審査会（以下「審査会」という。）を置き、土産品の審査を行う。

2. 審査会の組織等については別に定めるところによる。

(関係機関との連携)

第13条 推奨土産品の審査等にあたっては、関係機関との連携により、適正な処理を行う。

(その他)

第14条 この要綱の改正は、協会の事業委員会の発議により理事会に於いて行う。

附 則

この要綱は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

福知山観光協会推奨土産品実施細則

(土産品)

第1条 土産品とは、生物を除き加工食品、民芸品等で下記条件を満たしていること。

- (1) 過大な包装をしないこと。(アゲゾコ、ガクブチ、メガネ、アンコ、十二単等)
- (2) 不当な表示等をしないこと。
- (3) 食品には下記の表示内容①～⑤、非食品には①②が明示してあること。
①品名 ②製造者 ③原材料 ④添加物、アレルギー表示 ⑤製造年月日又は賞味期限

(出品)

第2条 出品については、店舗で優れた産品を申請すること。

(審査)

1. 土産品の選定審査は毎年1回行い、更新は2年に1回とする。
2. 同一銘柄（同じ包装）で数種類の審査を受ける者は、代表的なものを出品し、その他は空箱、量目等を明記したものを持参すること。
3. 審査にあたって、申請の産品は提供とすること。
4. 要綱第6条による価格の変更については、変更申請に基づいて処理する。

(登録料)

第4条 審査に合格した業者は、1品目につき登録手数料1,000円を納めなければならぬ。

**R8年度登録分から
※2,000円に変更予定**

**※R8年度登録分から登録商品1点につき、
推奨シール3シート(120枚)を進呈予定**

(その他)

1. 登録された土産品については、福知山観光協会推奨土産品として後日パンフレットを作成し宣伝する。なお、必要経費に一部業者負担を願う。
2. その他必要事項が生じた場合は、観光協会で決定する。

ホームページに商品・店舗等の情報を掲載して紹介する。